

## 災害時における電気設備等の応急対策に関する協定書（案）

石巻市（以下「甲」という。）と石巻電気事業協同組合（以下「乙」という。）とは、石巻市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における公共施設の電気設備等の応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時における電気設備、電気器具、配線等（以下「電気設備等」という。）の応急対策に関し、甲が乙に対して行う支援協力の要請について、必要な事項を定めるものとする。

### （支援協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、電気設備等の応急対策のため必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について支援協力を要請することができる。

- (1) 電気設備等の損壊箇所等の被害状況の把握、報告及び点検
- (2) 電気設備等の応急措置及び応急復旧工事
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認めるもの

### （要請の方法）

第3条 甲は、前条の規定により乙に対して支援協力の要請を行うときは、支援協力要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請し、事後において速やかに要請書を提出するものとする。

### （支援協力の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により甲から支援協力の要請を受けたときは、特別の事情がない限り、直ちに協力体制を整え、支援協力を行うものとする。

### （報告）

第5条 乙は、前条の規定による支援協力を実施したときは、速やかに応急対策業務実施報告書（様式第2号。以下「実施報告書」という。）を甲に提出するものとする。

### （費用の負担）

第6条 甲の要請により乙が支援協力の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する費用の額は、災害発生直前の適正な価格を

基準とし、甲乙協議して定めるものとする。

### （連絡体制の整備）

第7条 甲及び乙は、あらかじめこの協定に関する連絡責任者を定め、相互に通知するものとし、連絡責任者に変更があったときは、その都度、相手方に通知するものとする。

### （情報の共有等）

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平時から必要な情報を共有すること等により、相互の連携の緊密化を図るものとする。

### （有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了の日の30日前までに、甲又は乙から文書で相手方に協定廃止の意思表示をしないときは、当該有効期間の満了の日の翌日から更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

### （協議）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名の上、各自1通を保有する。

令和7年6月30日

甲 宮城県石巻市

石巻市長

乙 宮城県石巻市大街道南五丁目5番2号  
石巻電気事業協同組合  
理事長